

奈良県告示第四百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
奈良市下狭川町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管理課
奈良市西狭川町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管理課
奈良市狭川両町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管理課
奈良市鹿野園町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管理課
奈良市川上町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所 及び奈良市役所危機管理課
奈良市興隆寺町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所

戒区域	おり	及び奈良市役所危機管理課
奈良市米谷町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び奈良市役所危機管理課
奈良市白毫寺町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び奈良市役所危機管理課
奈良市大野町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び奈良市役所危機管理課
奈良市中畑町（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び奈良市役所危機管理課
奈良市月ヶ瀬桃香野（〇〇一）地滑り警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び奈良市役所危機管理課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。